

社会福祉法人町田市社会福祉協議会たすけあい資金貸付規程

たすけあい資金貸付規程（平成元年7月25日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、不時の少額な出費などによって困窮し、他からの援助又は資金の貸付を受けることの困難な低所得者に対して、資金の貸付を行うことを目的とする。

（貸付の対象者）

第2条 この資金の貸付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を備えているものであって、社会福祉法人町田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者に対してこれを行う。

- （1）町田市内に居住していること。
- （2）貸付金の返還が確実と認められること。
- （3）都内又は近隣の市区町村に居住し、独立の生計を営む保証人があること。

2 前項の規定にかかわらず、貸付金20,000円以内の場合は、前項第3号の要件は省略するものとする。

（貸付の条件）

第3条 貸付の条件は、次のとおりとする。

- （1）利 子 無利子
- （2）貸付金額 一世帯 50,000円以内
- （3）償還期間 10箇月以内。ただし、特に事情があるものについては、これを延期することが出来る。
- （4）償還期間 1箇月以内。据置期間は、償還期間に含めない。
- （5）償還方法 一時払又は分割払

（借入の手続き）

第4条 この資金の借入を希望する者は、たすけあい資金借入申込書を会長に提出しなければならない。

（貸付の決定）

第5条 会長は、前条の申し込みがあった場合は、実態を調査し、貸付の適否を決定し速やかにその旨を本人に通知する。

2 前項の調査には、民生委員の調査意見書を求めることができる。

（貸付の取消）

第6条 会長は、貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号の1に該当するときは、

貸付の取消をすることができる。

- (1) 貸付金を目的以外に使用したとき。
- (2) 貸付の決定通知を受けた者が正当の理由なく、その手続きを行わないとき。
- (3) 申込みの内容に偽りがあったとき。
- (4) その他、この規程に違反したとき。

(届出)

第7条 借受人又は保証人が、次の各号の1に該当したときは直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は保証人が住所を変更したとき。
- (2) 借受人又は保証人が改名、改姓したとき。
- (3) 借受人又は保証人の身上に関し、重大な変化があったとき。

(償還の免除)

第8条 会長は、借受人が次の各号の1に該当すると認めるときは、償還金の一部又は全部の償還を免除することができる。

- (1) 借受人が死亡した場合であって、相続人から償還未済額を償還させることが困難であるとき。
- (2) 借受人が所在不明となり2年以上経過とき。
- (3) 借受人が生活保護法による保護を受けているか又はそれと同程度の生活状態にあり、将来概ね3年以上の期間にわたって自立の可能性が認められないとき。
- (4) 償還期限到来後3年を経過しても借受人から償還未済額を償還させることが困難なとき。
- (5) その他、会長が特に認めるとき。

(会計)

第9条 この事業会計は、たすけあい資金貸付特別会計をもって運用する。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成8年3月22日から施行する。

平成元年7月25日 制 定

平成8年3月22日 全部改正